

■ 日中学術シンポジウム ■

中国民間企業における倒産及び再建・再編の現状

一 浙江省の司法実務を踏まえた検証

浙江大学光華法学院教授

翁 曉 斌

(朱 曄 訳)

破産法は、市場経済の正常な秩序と健康な発展を維持するために重要な役割を果たしている。一
国の企業の破産法の立法及びその運用状況は、その国の市場経済の完備の程度と今後の発展の見込
みを反映することができる。中国は、前世紀の改革開放制度を実施して以来、市場経済に著しい発
展をもたらしたが、それと同時に、多くの問題が生じたのみならず、潜在する危機をも抱えている。
かかる問題の解決は破産法の役割と密接に関わっている。浙江省は、中国の私営経済が最も発達し
ている地方であり、市場化の程度が一番高い省でもある。ここ数年、浙江省の経済発展は明らかに
減速し、多くの中小企業が債務の危機に陥り、その大部分の企業が倒産した。そのため、しばしば
夜逃げの現象も発生している。こうした背景の下で、浙江省は破産法の効果を重視し始め、破産法
の運用に力を入れることで、企業の破産・再生を通じて経済発展のモデルチェンジを実現し、再生
する可能性のある企業を救い、経済の低下を阻止することを期待している。

一、企業の破産法規に関する立法の概要

中国の破産法規の立法は、1986年から始まる。改革開放の初期において、当時の「中華人民共和
国の企業破産法（試行）」は、社会主義の計画に基づく商品経済の発展と経済体制の改革に対応す
るために制定された。この法律は全人民所有制の企業にのみに適用され、その目的としては、全人
民所有制の企業の独立経営を促進させることにあり、経済責任制と民主的な管理体制を強化するこ
とで、経営状況の改善、経済効果の向上を図り、債権者、債務者の合法的な利益を保護すること
にある。当時の経済発展の条件、立法の目的、および不十分な立法技術の制限等があったため、この
法はなかなか中国社会の経済発展の需要に適応することができなかった。その不足を補うために、
1991年に公布された19章を有する「中華人民共和国民事訴訟法」は、全人民所有制の企業以外の企
業法人にも適用する、破産、弁済の手続きを規定している。それと同時に、最高人民法院は1991年

および2002年に「最高人民法院関与貫徹施行企業破産法若干問題的意見」、「最高人民法院関与審理企業破産案件若干問題的規定」という2つの司法解釈を公布した。上述の法律と司法解釈は、中国企業の倒産処理にとって重要な役割を果たした。しかし、中国の経済体制改革の深化とともに、倒産する主体が企業の性質によって異なる法律を適用することは、市場経済の完備ということに反しており、すべての倒産する主体の平等な保護には不利である。また、古い企業倒産法規は、手続きの原則しか制定しておらず、適用時の困難さが生じさせるだけでなく、法律の体系及び具体的な内容にも欠陥が存在する。そのため、社会の変化に直面する際に、場当たりの解決しかできないという問題が浮上するようになった。

そこで、2006年8月27日、1994年から約10年間の歳月を経て議論されていた「中華人民共和国の企業破産法」は、全国人民代表大会常務委員会における2年間の3回の審議の後に、ようやく採択された。新法の登場は中国の市場経済が徐々に円熟するものになっていることを意味している。

現行「中華人民共和国の企業破産法」は、総則、申立てと受理、管財人、財団財産、破産費用および共益債務、債権届出、債権者集会、更生手続、和議手続、破産手続、法的責任と付則からなる。旧法と比較して、新法は主に以下の方面において進歩している。

1. 破産原因の統一
2. 金融機関の破産に関する原則規定の新設
3. 企業破産法の域外の適用に関する規定の新設
4. 管財人制度の新設
5. 破産の申立てとそれが受理される前の債務者行為の撤回と無効制度との区別
6. 債権者委員会の制度の新設により、債権者の自治機能を改善させ、管理する主体の監督を強化
7. 更生手続の新設
8. 労働債権と担保付債権との関係の明確化
9. 企業の取締役、監査役、高級管理職の責任の強化

総じて言えば、新法と旧法は、立法理念および立法目的の点において大きく異なっている。破産法は企業更生法の側面を持っている。また、新しい破産法は、債権者間の平等以外に、労働者および社会公共の利益をも同時に図っており、債権者本位から社会本位主義への転換を実現しようとしている。さらに、信義則、意思自治などの市場経済の原則をも反映している。つまり、立法技術の進歩、内容の完備、規定の精緻化などが実現されており、立法理念、規定構造の面において一定の進化が見受けられる。

新法の登場に従って、最高人民法院は一連の司法解釈を制定し、例えば、指定管財人や管財人の報酬に関わるものと、破産法の適用時の問題解決に関するものを公布した。

新法と一連の司法解釈の登場は、破産法体系の構成に有益であり、企業倒産問題を解決するため

の前提条件を備えたと言えよう。

二、破産法が十分に活用されていない原因および近時推進されている理由

(1) 破産法が十分に活用されていない原因

2007年に破産法が施行された後に、今なお有効な実施がされておらず、その役割が果たされたとはいえないような状況は、今だに根本的な改善が見られていない。その本質的な理由は、企業の破産に関わる諸主体が、破産手続きを利用することに対し消極的な姿勢を示している点にある。

1) 地方政府

まず、経済発展の状況は、地方政府の政治的業績を評価するにあたって、1つの重要な指標となっている。多くの企業が破産することは、当該地域の経済状態が悪化することを公にすることになり、現地の投資環境の評価に対してマイナスな影響をもたらすことにもなる。政治的業績のために、地方政府は、すべての破産の要件に合う企業が破産手続きを利用することを望んでいない。次に、企業の破産は、必ず従業員の再配置、民間の賃貸、企業の資金集めなどの一連の手を焼く問題をもたらす。通常、これらの問題は、政府が先頭に立ち解決しなければならないが、処理が適切でないときは、現地の社会安定に関連する敏感な事件に発展しかねない。当該地方を安定させる職責を負う地方政府は、これらの問題に直面することを望まない。こうした政府の消極的な態度は、二つの側面により破産法の実行にマイナスな影響を与える。すなわち、仮に政府はある企業が破産手続きに入ることを望まないならば、行政の権力を利用することにより裁判所が破産の事件を受理することを阻止する。また、地方の裁判所が破産事件を処理する際に、政府の多方面の支持と協力が必要となり、政府がその支持、協力を拒否する際に、裁判所は破産申請の受理に躊躇する。たしかに、企業が破産手続きに入ることで阻止されることは、企業の直面する債務危機の解決にはならず、地方政府は依然として企業が苦しい立場に陥っていることに直面しなければならない。なお、地方経済および政府の財政収入が全体的に良い状況にあるときは、たとえ一時的な危機の脱出に過ぎないとしても、地方政府は、倒産よりも行政の手段と政府の資源を利用して、企業が苦境から抜け出すように助力することに傾く。

2) 裁判所

裁判所も破産法の実施にあたって消極的な態度を示している。現在、浙江省の裁判所の受理する倒産事件は少なく、所によっては受理さえしていない。とりわけ、清算手続きに関してはその傾向が顕著である。つまり、倒産案件の受理のハードルを高めるために、補充の材料が必要であることを理由に、倒産申立ての条件を満たしているものを門前払いしている。その詳細な原因は、次の通

りである。①政府の支持と協力が欠如するときは、企業が破産した場合の従業員の再配置、民間の賃貸、企業間の連帯保証の諸問題の解決を危惧している。また、これによる対立と圧力にも直面したくない。②人材の不足。倒産事件の処理に関する経験が不足しているため、裁判所はその処理に関係する専門の知識、技術および専門知識を持つ裁判官を備えることができていない。③人員の不足。倒産事件の審理は長続きする傾向があるため、裁判所は大量の人員を必要としている。しかし、浙江省の裁判所は、事件の数は多いが人員は少ないという現状に直面しており、法律に従って倒産の事件を受理すれば、その問題が深刻化する。

3) 債務者

債務者が倒産手続きを恐れる理由は多岐に渡る。まず、浙江省の企業、特に中小企業の多くは民間企業であり、企業の発展には創設者の長年の心血が注ぎ込まれているのみならず、その“メンツ”と社会の信用にも関わっている。そして、いったん企業が倒産の申立てをすると、ほとんどの場合は清算手続きによる処理を招き、企業創設者の長年の心血を注いだものが水泡に帰することになり、個人は地位も名誉も失ってしまう。そのため、多くの企業家は、感情面およびメンツ上の考慮から、倒産、清算の現実に直面することができない。次に、多くの民間企業の経営管理には法的ルールに則っていないことが存在しており、場合によって法規に違反する行為も存在している。例えば、企業の登録した資本金が不十分、又は登録した資本金を無断に持ち出し、あるいは会社の大株主、実権を握る人、法定代表人は、会社の資産を流用また横領したり、脱税したりすることがある。そして、いったん企業は倒産手続きに入れば、企業の経営管理の過程で生じた違法と犯罪行為は、管財人が資産整理、管理する際に暴露され、関連の責任者はその法的責任が追及され、場合によって刑事責任が問われる。例えば、浙江省湖州地区において、2011年に受理された5つの倒産事件は、そのすべての法定代表人が刑事責任を問われている。さらに、民間企業は融資せざるを得ない局面にある際に、特に銀行からの融資を獲得しようとするとき、企業の実質の所有者、法定代表人は、往々にして個人の資産をもって抵当を供することが生じるため、企業が倒産し清算手続きに入ることは、個人の資産も水泡に帰することを意味する。こうした融資獲得の現状は、株主の有限責任を形骸化し、事実上、個人の無限責任を負わせることになる。そのため、企業の実質の所有者は、倒産手続きを経て企業の更生を図ることが不可能なものとなる。

4) 債権者

主要な債権者は、倒産手続きに入ることを望まない。通常、大多数の企業にとって、銀行あるいはその他の金融機関が主な債権者となっているため、これらの債権者は、現在の中国の金融制度の下で、独占的な地位にあり、絶対的な優越性を有している。そして、これらの金融機関が持つ債権

は、担保付きの債権であることから、彼らは倒産手続きを経由しなくても自己の債権の弁済が実現できるため、倒産手続きをスタートさせる必要性を感じていない。また、たとえ銀行あるいは金融機関が普通の債権者であるとしても、その内部の会計基準からして、管財人の管理下にある債権は焦げ付いた債権として計算されることから、当該融資機関の管理者の業績に悪影響をもたらすため、倒産手続きをスタートさせたくない。

さらに、その他の債権者は企業倒産について、その理解が不足しており、企業が倒産手続きに入ることは、企業が破産してしまうと認識し、債権の弁済は実現することができなくなると誤解している。そのため、彼らにとって、企業の財産が清算され、自己の債権の弁済が実現できなくなるよりも、手元に有効な債権を残した方が良いと理解している。

なお、多くの債権者は、倒産手続きは企業所有者の債務逃れのツールであると理解しており、この手続きは債権者利益の保護に全く役に立たないと考えている。

(2) 近時破産法の実施が推進されている理由

ここ数年、浙江省の裁判所が受理した倒産の件数が明らかに上昇しており、破産法の実施は推進されている。主に二つの原因がある。その一つは、近時緊迫した情勢の影響である。ここ数年、世界的な金融危機、国内の経済発展の減速、および労働力コストの上昇などの影響を受けて、浙江省の多くの民営企業は債務の危機に陥って、一種の連鎖反応が生じている。いわゆる連鎖反応とは、企業と企業との間ではお互いに債権を保証することがしばしば行われているため、一つの企業が債務の危機に陥っていれば、一連の企業が債務の危機に直面することを引き起こしてしまう現象である。たとえば、紹興地区ではお互いに債権を保証する現象があり、その中の1、2つの大型企業が債務の危機に陥ると、数十社に影響を及ぼし、全体の金額は数百億ないし千億元（×約12円=約1兆円相当）近くまで上っていく。上述の危機に直面する地方政府は、行政の手段を通じて問題の解決ができなくなるため、結局は、専門家の提案のもとで、債務の危機に陥った企業に対し、倒産保護の措置をとるよう推進せざるを得なくなった。

もう一つは、一連の企業の倒産、更生に関する裁判実務を通じて、地方政府、債権者、債務者は、それぞれの異なる立場からして、倒産の実施には多くのメリットがあることを認識するようになり、倒産に対する態度には一定の変化が生じている。そのため、従来の消極的な態度あるいは抵抗感が改められ、ある程度の受け入れる姿勢を示すようになった。加えて、裁判所も倒産事件の処理を通じて、一定の経験が蓄積され、そして、倒産の事件の処理を契機に、自分自身の地位、司法の権威が高められることを認識するようになった。その結果、裁判所は、消極的な姿勢を見直し、積極的に対応するように変更している。

たしかに、上述の要素は、破産法の実施が不十分な現状を抜本的に改善することができない。し

かし、諸要素は、破産法の名ばかりの存在に過ぎないという局面を変えることができ、破産法が実施される環境はますます整えることになる。

三、浙江省における倒産の裁判実務

ここ数年、浙江省各級の裁判所は破産法の実施を進め始めており、一定の経験と効果が得られているが、なお多くの問題に直面している。

(1) 企業破産法の実施状況と特徴

2007年6月1日に新しい企業破産法が実施されてから、浙江省における倒産の裁判はおおよそ2つの段階に分けることができる。

第1段階は、主に国際金融危機に対応するものである。国際金融危機に対応するために、2008年4月に浙江省高級人民法院は「浙江省経済の低下を防止する報告」を公布し、法律に従い適切に企業に関する事案を審理し、調停、和議の方法を用いて、発展する見込みがあるが困難に直面している企業、労働集約型の企業を、なるべく破産を回避させ、存続させることを提案している。また、優勢にある企業による併合、再編、持株などの方法によって、その企業の競争力を高める方策が打ち出された。2009年および2010年の年度初め、浙江省高級人民法院は、二つの公開意見を公開し、その中で、法に則して、各当事者の利益を図りつつ、調停を優先させ、企業を区別しながら各種の倒産案件を処理するよう推進している。また、強制執行、清算、更生手続きの連結に注意すること、企業と銀行間の連携、政府主導による企業の救済、管財人の役割の重視などのことが提案されている。その後、浙江省高級法院は、浙江は中小企業が集中する省である現状を踏まえて、中小企業の発展のために司法保障を提供することを旨とする意見を出し、中小企業の倒産事件処理に関する留意点を明確した。総じて言えば、企業の倒産、再編を通じて危機に陥る企業を救済することが本段階の特徴である。

第2段階は、2011年の経済発展をモデルチェンジさせることが提案されている背景にある。つまり、経済情勢の影響を受け、浙江省の一部の中小企業は、お互いに債務を保証するという資金の鎖に断裂が生じ、実質上の高利貸しをも含まれている民間貸借のリスクが増加するに連れて金融リスクの拡大をもたらし、銀行資産の質にも影響を及ぼしている。こうした背景の下で、浙江省高級人民法院は、「浙江の特徴、市場化への方向、司法による主導」を踏まえて、企業倒産の審理を行うべきだと強調している。そして、中小企業間の債務、民間貸貸・保証、不動産開発業者・住宅購入者の住宅ローン、および地方政府の債務の問題に注意を払いつつ、企業の倒産を推進することが提案された。淘汰されるべき中小企業を市場原理に即して倒産させることにより、環境を汚染する企業、多くのエネルギーを消耗する企業を退場させる。要するに、この段階では、簡素化された倒

産処理の方法を模索して、経済発展のモデルチェンジおよび資産の再配分を実現させることが目的とされている。

概観すれば、浙江省における倒産事件処理については、以下の特徴が見られる。

1) 企業破産法に従い、債権者の合法的な權益に対する平等な保護が強化されている。また、倒産事件の審理を通じて、企業の市場からの退場システムを完備されている。そして、司法の手段に用いて、中小企業の救済を図ると同時に、破産法が内包する淘汰と更生の機能を実現し、市場信用システム・市場経済システムの改善を図っている。

2) 企業破産法の規定の下で、裁判手続きによる企業倒産の処理が進められている。2012年9月まで、浙江省の裁判所が企業破産法を適用して処理した事案の詳細は、次の表の通りである。

浙江省の裁判所が受理、審理した倒産案件の統計表

時期	残りの件数	新しく受理した件数	倒産した企業の資産総額(万元)	倒産した企業の負債総額(万元)	処理済みの件数
2007. 6-12	188	27	235138.38	395790.54	54
2008	161	60	408765.46	1104693.53	62
2009	159	121	1130818.64	1842694.42	105
2010	175	48	203538.17	513079.84	83
2011	140	77	729933.28	1468929.63	54
2012. 1-9	163	110	943073.87	2044337.70	58

また、受理された倒産企業の形態を見ると、上場企業、金融機関、地方の大企業、ハイテク会社、不動産会社などが存在する。その形態を見ると、単一の企業の更生もあれば、関連企業の合併・再編も存在する。そして、倒産事件処理の手続きについては、直接更生手続を利用するものもあれば、清算手続から更生手続へ移行したものもあり、さらに倒産手続又は和議手続の中、企業の資産の再編成を実現したような非典型的事例も存在する。

3) 市場化方向への邁進が堅持されている。つまり、裁判所は、再編計画に関わる自己職権を慎重に利用しており、債権者の意思自治を十分に尊重している。浙江省が受理した企業再編の事案は、そのすべてが債権者集会において高い得票数によって採択された。そして、裁判所は企業再編に関する協議の場を提供し、債権者、債務者、投資家などの利害関係者は公平な立場から交渉することができるようになった。こうした手法は、倒産企業の再生に有益であり、企業資産の有効利用に役に立つのである。また、裁判所の監督の下で、管財人の役割が重視され、一部の再編事案では、弁護士事務所、会計事務所なども管財人の一員として重要な役割を果たしている。

(2) 倒産処理における政府と仲介機構の役割

浙江省の企業倒産および再編において、地方政府は重要な役割を果たしている。ほとんどの企業倒産・再編の事案においては、程度の差があるものの、地方政府の介入が見られる。また、通常、倒産企業は当該地域の重要な企業であり、あるいは地域の社会安定に大きな影響を及ぼす企業であれば、その介入の度合いが高くなる。政府介入の方式および役割をまとめると、次のようになる。

①事前の介入。すなわち、政府は、裁判所が倒産事件を受理する前に、工作组を作成し、関連する部門の根回しを経て、倒産前の準備作業を行う。②重圧の分担。すなわち、裁判所が心配する従業員の配属、給料の立替え、社会安定などの諸問題は、政府により解決される。これにより、裁判所が案件を処理する際に生じる圧力が軽減される。③効率の向上。すなわち、政府の強い介入によって、投資家の誘致、資産の現金化に関わる難問が大きく解消されるようになる。例えば、投資家の誘致にあたって、税金、融資、土地の賃貸などの諸問題に関し、政府による優遇策を与えれば、投資家の危惧が解消され、企業再編に関わる経営判断を促進させることにつながる。

また、浙江省の企業倒産・再建において、仲介機構（主に弁護士チームとなる）は管財人として重要な役割を果たしている。その詳細については、次のようになる。

①法定責務の履行。すなわち、資産の調査、債務の審査、営業方針の設計、企業更生計画案の作成、債権者集会の招集などを行う。②政府の推進方向の誘導。すなわち、政府が企業の倒産・再建に介入する際に、仲介機構は、管財人として、政府にたいし倒産に関する専門知識を提供し、政府による優遇策、社会安定の維持に関わる提案を行う。③投資家の勧誘。すなわち、現在浙江省では、倒産・再建を処理する際に、投資家による再建が第一の選択として考えられている。投資家は、倒産・再建の法的システムへの理解が不十分のため、仲介機構は管財人として、法的知識を紹介し、投資リスクが軽減される案を提示することによって、その投資意欲が高められる効果が見られる。④管財人としてその説明により、債権者による権利の要求を、理性的なものにすることができる。⑤債務者または企業の所有者が正しい姿勢で債務危機に直面させるように説得し、企業の倒産・再編に協力することを促進させる。また、可能性が存在する場合、企業の自力更生を推進する役割を果たす。

(3) 倒産問題の処理における問題

浙江省の企業倒産問題の実務において、その抱えている問題を大きく分けると次のようになる。

1) 倒産制度そのものに存在する問題

例えば、破産法は、従業員の債権と税金の滞納金の債権の性質の明確、債権範囲と審査確認の方法、債権確認訴訟の手続き、関連する企業が一斉に倒産する問題、涉外倒産問題、簡易倒産手続き、各手続き間の連結方法などについて規定しておらず、実務では、模索しながら、その解決方法を探求することが必要となる。

2) 倒産処理の関連制度に存在する問題

例えば、企業財務、税務に関する規定は現状を対応することができない。具体的に言えば、中国の税法によれば、仮に債務が免除されるのであれば、それが債務整理の収益とみなされ、すなわち企業の収益として計上されるため、倒産企業は25%の企業所得税を納めなければならない。例えば、某倒産企業は5億円の資産を有しており、その負債額は20億円とする。更生案では、投資家が債務の負担額が6億円となっているとき、残りの14億円の内、4億円は担保付債権で、10億円は自己の債権であるような場合は、税法上、企業は10億円収益を得たとされ、2.5億円の企業所得税を納めなければならない。

3) 管財人が問題処理時に直面する問題

例えば、管財人は、債務者、関連する政府部門と金融機関の協力を得られないことによって、企業の帳簿の混乱、不完全、印章の紛失などの問題に直面し、財産調査を円滑に行うことができなくなる。債権の範囲の確定、資産の評価、競売機構の選択、管財人の収入の確保、などの問題も存在している。管財人の収入確保の問題を例にすれば、無財産、無人員、無営業場所のいわゆる三無企業の倒産問題の処理を担当すると、基本的な調査費用でさえ確保できなくなると言われている。

4) その他の諸問題

例えば、税務署機関の強引な徴税手段、独占企業の強引の債権回収方法、労働債権が担保付債権より優先される問題などの問題も散在する。